

山高H8103-6号
平成20年4月22日

住所地特例対象施設事業所 様

山陽小野田市高齢障害課長
田 所 栄

住所地特例対象施設入退所に伴う諸手続きについて

平素より介護保険事業の円滑な運営並びに地域福祉の推進にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、下記住所地特例対象施設に介護認定を受けられている利用者の方が入退所された場合の諸手続きについて、別紙のとおりお示ししますので、ご確認頂くとともに、利用者の方が円滑に諸手続きを行えるようにご助言の程よろしくお願いします。なお、入退所に伴う「介護保険 住所地特例対象施設入所（居）・退所（居）連絡票」は、入退所された日から1週間以内に提出していただきますようお願いいたします。

記

【住所地特例対象施設】

(1) 介護保険三施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）

※ 地域密着型介護老人福祉施設は含まれない。

(2) 養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4）

(3) 有料老人ホーム（老人福祉法第29条第1項）

(4) 軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6）

(5) 適合高齢者専用賃貸住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条の規定により登録されている賃貸住宅のうち、厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出られているもの）

(入所された場合)

①市内の在住の方が施設に住民票を移して入所された場合

★保険者（山陽小野田市）の変更はありません。

(利用者の方)

- ・ 住所が変更になりますので、「介護保険資格（取得・喪失・**異動**）届」により山陽小野田市介護保険係で住所変更の手続きを行ってください。

(施設)

- ・ 「介護保険 住所地特例対象施設**入所（居）**・退所（居）連絡票」を山陽小野田市介護保険係に提出してください。

②市外在住の方が直接施設に住民票を移して入所された場合

★住所地特例となり保険者は転入前の市町村になります。

(利用者の方)

- ・ 転入前の市町村において「住所地特例**適用**・変更・終了届」及び「介護保険資格（取得・喪失・**異動**）届」（住所変更に伴うもの）にご記入ください。

(施設)

- ・ 「介護保険 住所地特例対象施設**入所（居）**・退所（居）連絡票」を山陽小野田市介護保険係及び転入前市町村それぞれに提出してください。

③住所地特例施設から直接貴施設に住民票を移して入所された場合

★住所地特例が引き続くことになり、保険者（市町村）の変更はありません。

(利用者の方)

- ・ 保険者である市町村において「住所地特例**適用**・**変更**・終了届」及び「介護保険資格（取得・喪失・**異動**）届」（住所変更に伴うもの）にご記入ください。

(施設)

- ・ 「介護保険 住所地特例対象施設**入所（居）**・退所（居）連絡票」を山陽小野田市介護保険係及び保険者である市町村それぞれに提出してください。

(退所された場合)

①住民票が施設にあり住所地特例の対象でない方（保険者が山陽小野田市の方）が市内に転居された場合

★保険者（山陽小野田市）の変更はありません。

(利用者の方)

- ・住所が変更になりますので、「介護保険資格（取得・喪失・**異動**）届」により山陽小野田市介護保険係で住所変更の手続きを行ってください。

(施設)

- ・「介護保険 住所地特例対象施設入所（居）・**退所（居）**連絡票」を山陽小野田市介護保険係に提出してください。

②住民票が施設にあり住所地特例の対象でない方（保険者が山陽小野田市の方）が市外の住所地特例施設以外に転出された場合

★保険者は転出後の市町村になります。

(利用者の方)

- ・山陽小野田市介護保険係において「住所地特例適用・変更・**終了届**」及び「介護保険資格（取得・**喪失**・**異動**）届」（資格喪失に伴うもの）にご記入ください。
⇒「受給資格者証を発行しますので、転出後の市町村の介護保険担当課に転入後14日以内に提出してください。」

(施設)

- ・「介護保険 住所地特例対象施設入所（居）・**退所（居）**連絡票」を山陽小野田市介護保険係に提出してください。

③住民票が施設にあり住所地特例の対象でない方（保険者が山陽小野田市の方）が市外の住所地特例施設に転出された場合

★住所地特例となり保険者は山陽小野田市のままになります。

(利用者の方)

- ・山陽小野田市介護保険係において「住所地特例**適用**・変更・終了届」及び「介護保険資格（取得・喪失・**異動**）届」（住所変更に伴うもの）にご記入ください。

(施設)

- ・「介護保険 住所地特例対象施設入所（居）・**退所（居）**連絡票」を山陽小野田市介護保険係に提出してください。

④住民票が施設にあり住所地特例の対象者の方（保険者が山陽小野田市以外の方）が市内の住所地特例施設以外に転居された場合

★保険者は山陽小野田市に変更になります。

（利用者の方）

- ・従前の保険者である市町村において「住所地特例適用・変更・**終了届**」、「介護保険資格（取得・**喪失**・異動）届」（資格喪失に伴うもの）に記入し、「受給資格証明書」を発行してもらう。
- ・山陽小野田市介護保険係において、「受給資格証明書」を提示のうえ「介護保険資格（**取得**・喪失・異動）届」（資格取得に伴うもの）にご記入ください。

※転入等に伴い保険者が変更になった場合に、現在受けている介護度を転入後の保険者に引き継ぐには、住所を異動後14日以内に「受給資格証明書」を提出していただく必要があります。施設からの入退所に伴い、保険者が変更になる場合は早急に手続きしていただく必要がありますのでご注意ください。（介護保険法第36条）

（施設）

- ・「介護保険 住所地特例対象施設入所（居）・**退所（居）**連絡票」を山陽小野田市介護保険係及び保険者であった市町村それぞれに提出してください。

⑤住民票が施設にあり住所地特例の対象者の方（保険者が山陽小野田市以外の方）が市内の住所地特例施設に転居された場合

★ 住所地特例が引き続くことになり、保険者は現在の保険者（山陽小野田市以外の市町村）のままになります。

（利用者の方）

- ・現在の保険者（山陽小野田市以外の市町村）において「住所地特例適用・**変更**・終了届」及び「介護保険資格（取得・喪失・**異動**）届」（住所変更に伴うもの）にご記入ください。

（施設）

- ・「介護保険 住所地特例対象施設入所（居）・**退所（居）**連絡票」を山陽小野田市介護保険係及び現在の保険者（山陽小野田市以外の市町村）に提出してください。

⑥住民票が施設にあり住所地特例の対象者の方（保険者が山陽小野田市以外の方）が市外の住所地特例施設以外に転出された場合

★保険者は転出後の市町村に変更になります。

(利用者の方)

- ・ 従前の保険者である市町村において「住所地特例適用・変更・**終了**届」及び「介護保険資格（取得・**喪失**・異動）届」（資格喪失に伴うもの）にご記入ください。
⇒「受給資格者証が発行されますので、転出後の市町村の介護保険担当課に転入後14日以内に提出してください。」

※転出等に伴い保険者が変更になった場合に、現在受けている介護度を転出後の保険者に引き継ぐには、住所を異動後14日以内に「受給資格証明書」を提出していただく必要があります。施設からの入退所に伴い、保険者が変更になる場合は早急に手続きしていただく必要がありますのでご注意ください。（介護保険法第36条）

(施設)

- ・ 「介護保険 住所地特例対象施設入所（居）・**退所（居）**連絡票」を山陽小野田市介護保険係及び従前の保険者（山陽小野田市以外の市町村）に提出してください。

⑦住民票が施設にあり住所地特例の対象者の方（保険者が山陽小野田市以外の方）が市外の住所地特例施設に転出された場合

- ★ 住所地特例が引き続くことになり、保険者は現在の保険者（山陽小野田市以外の市町村）のままになります。

(利用者の方)

- ・ 現在の保険者である市町村において「住所地特例適用・**変更**・終了届」及び「介護保険資格（取得・喪失・**異動**）届」（住所変更に伴うもの）にご記入ください。

(施設)

- ・ 「介護保険 住所地特例対象施設入所（居）・**退所（居）**連絡票」を山陽小野田市介護保険係及び現在の保険者（山陽小野田市以外の市町村）に提出してください。

問い合わせ先
山陽小野田市介護保険課係
担当 古屋
電話 0836-82-1172